

# 気象警報発表時における生徒の登下校について

平成27年8月改定  
岐阜県立大垣養老高等学校

## 1 対象となる気象警報

暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報、特別警報を対象とする。

## 2 登校前に警報が発表されている場合

### 【自宅待機について】

- (1) 学校所在地（養老町）または大垣市に警報が発表されている場合は**全生徒**が自宅待機とする。
- (2) 居住地域や通学経路に警報が発表されている場合は、**該当生徒**が自宅待機とする。
- (3) 警報が発表されていなくても自宅周辺や通学路が危険な場合は自宅待機とする。  
この場合は、保護者あるいは生徒が学校へ連絡を入れる。
- (4) 警報が発表されていなくても発表が予測される場合に自宅待機とする場合がある。  
この場合は、学校からメール、ホームページ、緊急連絡網等にて連絡をする。

### 【授業開始について】

- (1) 始業時刻の2時間前（午前6時30分）までに解除されたら通常通り授業を行う。
- (2) 始業時刻の2時間前から午前11時までの間に解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を開始する。
- (3) 午前11時を過ぎて解除された場合は、当日の授業は中止し、自宅学習とする。  
ただし、上記の場合でも、居住地域や通学経路に警報が発令されている場合や、自宅周辺や通学路が危険な場合、交通機関が停止の場合は自宅待機とする。欠席扱いはいしない。

## 3 登校中に警報が発表された場合

- (1) 警報発表を知った時点で、自分の身が安全かを判断して、以下の措置をとる。  
(ア) 直ちに安全な場所に避難する。(イ) 安全な方法で帰宅する。  
(ウ) 学校の方が時間的・距離的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機する。
- (2) 上記の場合、生徒は保護者及び学校（担任）に連絡をする。

## 4 登校後に警報が発表された場合

- (1) 警報発表中及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。
- (2) 下校時刻が通常と変更になる場合、学校から保護者にメールにて連絡をする。
- (3) 帰宅させる場合は、警報解除後を原則とする。  
その際、交通機関、道路及び生徒の居住地域等の安全を確認のうえ、帰宅させる。
- (4) 生徒または保護者は、**帰宅確認の電話あるいはメール**を学級担任（別途指示）まで入れる。
- (5) 登校後に警報発表が予想され、気象状況、公共交通機関の状況、道路の状況等を判断して、生徒が安全に帰宅できると認めた場合、当日の授業を中止して下校させることがある。その場合も帰宅連絡を入れる。

## 5 その他

- (1) 気象警報は市町村ごとに発表されるので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。
- (2) 土曜日、日曜日等の活動もこれに準ずる。
- (3) 学校南側を流れる牧田川が警戒水位を超えそうな場合、堤防道路が通行止めになることがある。  
その場合は自宅待機とする。